

伊勢志摩国立公園自然体験活動促進計画 [2024.7.16認定] ※[2024.7.16更新]

計画名称	伊勢志摩国立公園自然体験活動促進計画
協議会名称	伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会
公表URL	三重県ホームページ
計画期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
計画区域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
計画概要	本計画は伊勢志摩国立公園全域を計画対象とし、伊勢志摩国立公園の特徴である自然と調和した人の営み、伝統、文化、これらを育んできた豊かな自然を体感し、その価値を伝え、感動を与える体験を質の高い体験と位置づけ、これを促進する計画である。
	1300年に及ぶ式年遷宮の歴史がある伊勢神宮、また、3000年の歴史を持つともいわれる海女漁や、リアス海岸と養殖筏の景観に代表されるように、自然の恩恵を深く理解し、自然と調和した営みの中で育まれた里山里海の景観が本公園の最大の魅力であることから、伊勢志摩国立公園指定書における本公園のテーマ及び伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2025における本公園のコンセプトとして、「悠久の歴史を刻む伊勢神宮 人々の営みと自然が織りなす里山里海」が設定されている。 そこで伊勢神宮、海女文化、真珠養殖などに代表される自然と調和した人の営み、伝統、文化、これらを育んできた豊かな自然を体感し、その価値を伝え、感動を与える体験を当該公園における質の高い体験と位置づけ、次の方針により質の高い体験活動を促進する。 ア) 地域資源の持続的な活用の推進 国際基準（国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D）」）のサステナブルツーリズム（持続可能な観光）を推進し、持続可能な地域づくりに寄与するとともに、リジェネラティブツーリズム（地域をより良くする観光形態の実現）を目指す。 自然体験や文化体験（自然体験等）を提供する地域関係者とその利用者双方が、自然資源や自然と密接につながった文化資源（地域資源）を持続的に活用することの重要性を認識するとともに、地域関係者による地域資源の管理体制の構築及び強化を行う。

基本的な方針

地域資源を適切に活用した自然体験等の参加者が当該国立公園の来訪者に占める割合を高める。

これらの取組を通じて地域の生業を持続させ、これを最大限に活かし、守り、次世代へと継承する。

イ) 地域資源の変化への対応とモニタリング体制の強化

海洋環境の変化に伴う地域資源の変動に対応した自然体験等の提供を推進する。特に、一次産業や研究者と連携し良質な体験や教育プログラムの造成を推進するとともに、自然体験活動を行うフィールドの環境変化を把握するため、参加型モニタリング等により地域資源をモニタリングする体制を構築する。

ウ) 公園の利用環境の整備

自然体験活動を効率的かつ効果的に推進するため、自然体験活動を推進するエリアを定める（以下、「ゾーニング」という）。エリアの設定にあたっては、以下の点に留意する。

- ・自然体験活動を行うフィールド、関連する観光施設、宿泊施設の配置やアクセス等を考慮し、利便性が高いエリアをメインエリアとして設定する。また、当該エリアと緊密な連携を図る周辺エリアをサブエリアとして設定する。

- ・観光への波及効果や自然環境に対する負荷の軽減を考慮して効率的かつ効果的にエリアを配置する。

自然体験活動を提供する事業者からの協力金を地域資源の保全に還元することにより、保護と利用の好循環を図る。

子供から高齢者、障がいを持つ方、外国人など誰もが自然体験等に参加できるよう、アクセシビリティの向上を図る。

DMO、宿泊施設、観光施設など関係者と連携して、自然体験活動の魅力を発信する。

エ) 受入能力の向上と価値観の共有

公園内に居住する地域人材の幅広い参画を促すことによって多様な自然体験等の提供を推進するとともに、自然体験等を提供する事業者を育成することにより、自然体験等を提供する事業者の受入能力を向上させる。こうした取組を進めながら、提供する体験の質の向上と関係者間の価値観の共有を図る。

オ) ガイド能力の向上と満足度の向上

ガイド登録制度の整備を地域主体で推進し、地域で活動するガイドの把握に努めるとともにガイド能力の向上を図る。また、ガイドが当公園ならではの自然や文化の魅力を紹介できる地域人材をコーディネートする能力を高めることで、自然体験活動に携わる関係者間の連携を深める。さらに、地域資源を磨き

上げ、魅力あるストーリーでつなぎ、自然体験等の深化を図ることにより、参加者の満足度を向上させる。

カ) 公園の利用上のルールとマナーの周知

当該公園は地域住民の生活の場でもあるため、地域コミュニティ、地域資源を尊重し、地域の生活、産業、文化に負荷がかからないよう配慮するとともに、ガイドに対する啓発と利用者に対する利用上のマナーの周知を図る。

自然体験等においても漁業関係のルールを遵守するとともに、地域資源を損ねない利用方法のルールを定める。

自然体験等の参加者の安全を確保するため、自然体験等を提供する事業者やガイドが実施すべき安全対策を定める。